

下水道使用料改定の方向性について

1 下水道事業の現状

本市の下水道事業は、人口減少や節水機器の普及等による水道使用量の減少に連動して、下水道使用料収入が減少傾向にある。この状況下で、次のような経費削減策を実施し経営努力を続け、下水道使用料を20年以上据え置いて事業運営を行ってきた。

①借換えによる企業債利息の縮減、②支出の平準化、③電力契約入札 等

しかしながら、管路や施設老朽化に伴う維持管理経費の増加や、昨今の物価高騰の影響等もあり、減少傾向にある使用料収入だけでは経費を賄えていない状況にある。

この状況が続くと施設等の適切な維持管理を継続することができず、市民生活への影響が懸念される。さらに、老朽化した施設の更新に向けた財源も確保する必要があることから、現行使用料のままでは安定した事業運営に支障が生じる見通しとなっている。

2 運営審議会における検討

このような状況を踏まえ、今後も下水道事業を安定して経営できるよう、下水道使用料の改定について、前橋市水道事業等運営審議会において審議を行い、令和7年3月に答申書が提出された。

(1) 審議の経過

第1回：令和5年10月 下水道事業の現状と課題について
 第2回：令和6年 2月 下水道使用料の概要について
 第3回：令和6年 4月 【諮問】、下水道使用料改定の目的について
 第4回：令和6年 8月 改定率と新使用料体系について
 第5回：令和6年11月 〃
 第6回：令和6年12月 答申書（案）について
 第7回：令和7年 2月 答申書（案）、広報・周知計画について
 令和7年 3月 【答申】

(2) 審議会の委員構成（9名）

区分	選出団体等
公共的団体等を代表する者（3名）	前橋商工会議所、前橋市消費生活啓発員の会、前橋市食生活改善推進員協議会
学識経験を有する者（3名）	前橋工科大学、群馬弁護士会、関東信越税理士会前橋支部
下水道等を使用する企業を代表する者（1名）	(株)ベイシア
下水道等使用者（2名）	公募市民代表者

(3) 答申の主な内容

ア 使用料改定の要否

将来にわたり安定した経営を継続していくためには、下水道使用料の改定はやむを得ない。

イ 使用料改定率

使用料算定期間（令和8年度から令和11年度）において、経費回収率※100%以上を見込むべきであるが、市民負担の増加に配慮して、今回は各年度で経費回収率80%達成を目標として、使用料改定率は平均25%程度とすることが望ましい。

なお、次期使用料算定期間（令和12年度から令和15年度）以降においても経費回収率が100%を上回るよう継続して使用料収入の見直しを行うこと。

※経費回収率：汚水処理に要する経費を、どの程度下水道使用料で賄えているか示す指標。100%を上回ることが望ましい。

ウ 使用料体系

経費を使用料で賄えていない原因は、使用料体系ではなく現状の単価設定であるため、使用料単価を全体的に底上げすることが適当である。

エ 使用料改定日

使用料算定期間の初年度である令和8年度末には赤字となり、使用料算定期間内に補填財源が不足する試算であるため、使用料改定は令和8年4月1日からの施行が適当である。

オ 附帯意見

- ・これまでの経営努力の適切な周知を行うとともに、経営合理化に絶えず努めること。
- ・施設、設備の規模等を見直す視点も持って事業運営に取り組むこと。
- ・汚水処理に要する経費の一部に対し投入されている一般会計からの繰入金の縮減に取り組むこと。
- ・使用料については、財政計画期間ごとに定期的に見直しを実施すること。

3 使用料改定の方向性

審議会の答申を踏まえ、以下のように進めることとしたい。

- ・使用料改定については、令和8年4月に実施する。
- ・改定にあたり、使用水量の大小によって、特定の利用者へ使用料改定の負担が集中しない単価設定を行う。
- ・「前橋市公共下水道条例」改正議案の提出時期は、令和7年第3回定例会とし、議案成立後、丁寧に市民や事業者への周知を図る。

○今後のスケジュール

日程	項目
R7.8	建設水道常任委員会へ報告（条例改正）
R7.9	第3回定例会/条例改正案提出
R7.11	地域説明会開催予定（～1月）
R8.4	新使用料へ移行

※その他、広報まえばし掲載や、改定チラシの全戸配布等
広報周知活動を随時実施予定。